

**被災中小企業復興支援リース補助事業及び
家庭・事業者向けエコリース促進事業の併用について**

平成24年3月

日本商工会議所／経済産業省
一般社団法人ESCO推進協議会／環境省

(1) 両事業の概要及び要件について

両事業の併用について

東日本大震災による被災地の早期復興を強力に後押しすると共に、地球温暖化対策を促進するために、「被災中小企業復興支援リース補助事業」と「家庭・事業者向けエコリース促進事業」との併用を可能としています。

両事業の利用要件を満たすと共に、両事業の指定を受けた指定リース事業者とリース契約を結んだリース契約の場合、最大でリース料支払総額の20%の補助を受けることが可能となります。

<補助率の組み合わせ表>

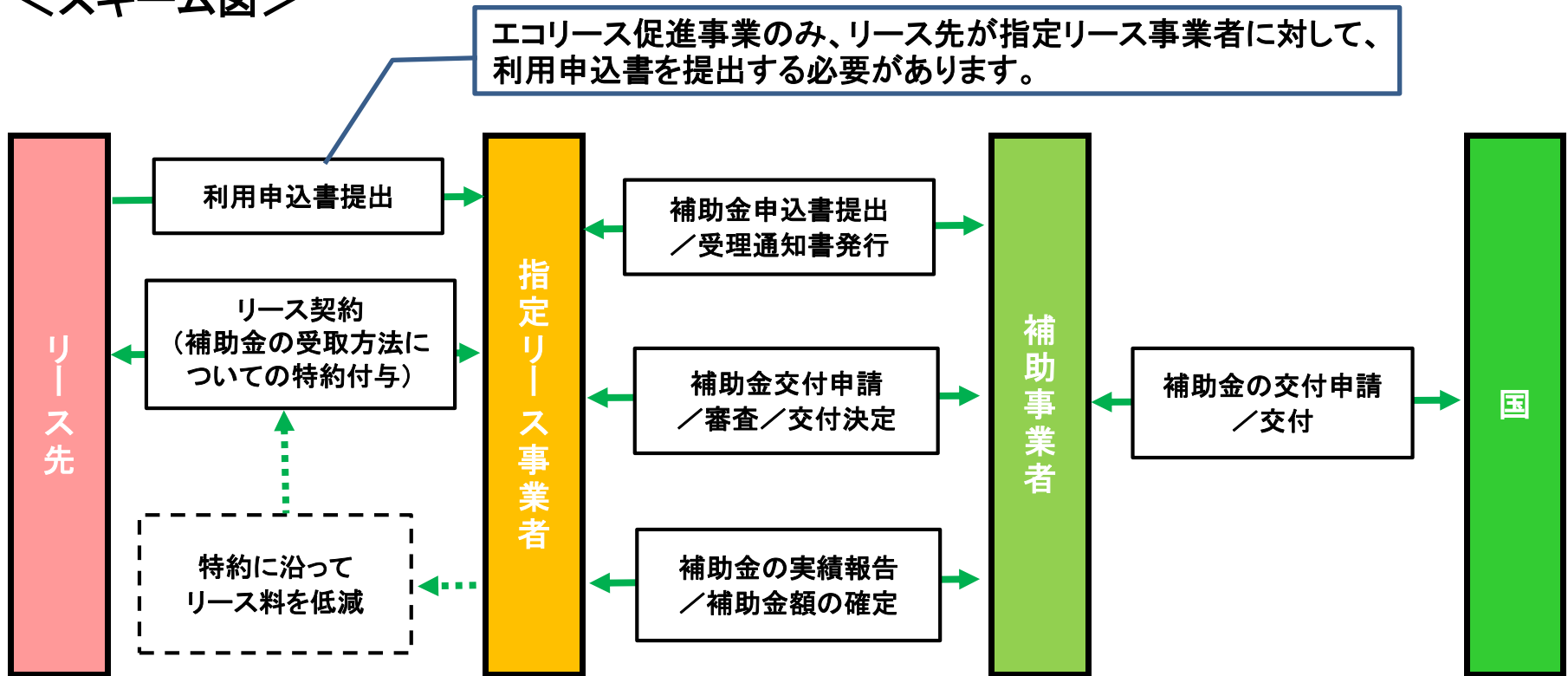
リース物件の設置地域	復興支援リース促進事業	エコリース補助事業	両事業を併用した場合(※2)
東北3県(※1) (岩手県、宮城県、福島県)	10%	10%	20%
特定被災地域 (東北3県以外)	10%	3%	13%
その他の地域	対象外	3%	3%

(※1)エコリース促進事業では、東北3県に本店所在地を有する事業者であれば、他の地域にリース物件を設置した場合でも、補助率は10%となる。

(※2)両事業を併用する場合には、両事業の要件を満たすと共に、両事業の指定を受けた指定リース事業者とリース契約を結ぶ必要がある。

両事業のスキームについて

<スキーム図>



●各事業の補助事業者:

被災中小企業復興支援リース補助事業: 日本商工会議所

家庭・事業者向けエコリース促進事業: ESCO推進協議会

- 家庭・事業者向けエコリース促進事業については、平成24年度予算の成立が前提となるため、今後内容等の変更がある場合があります。また、開始時期についても平成24年度予算の成立後となります。

両事業の主要要件①

	復興支援リース補助事業 (経済産業省)	エコリース促進事業 (環境省)
目的	被災中小企業の 二重債務負担の軽減	低炭素機器の導入促進 による温暖化対策
予算額	100.5億円	18億円 (平成24年度予算案)
実施期間	平成26年3月31日	平成25年3月31日 (単年度予算事業)
対象地域	特定被災区域 (東日本財特法第2条に規程)	全国
補助率	リース料総額の10%	リース料総額の3% ただし、岩手・宮城・福島の東北3県 は10% (東北3県の要件は別添の「制度要件一覧表」参照)

※エコリース促進事業では自動車を対象物件としていないため、復興支援リース補助事業の要件については、対象物件が自動車以外のリースの場合のみ記載(次頁以降も同じ)。

両事業の主要要件②

	復興支援リース補助事業	エコリース促進事業
対象 リース先	東日本大震災によりリース設備などの滅失などによりリース債務を抱えた ・中小企業(中小企業基本法第2条に規定されるもの) ・個人事業主 ・中小企業が含まれる組合	・中堅・中小企業(資本金10億円未満の会社法上の会社及び常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人等) ・個人事業主 ・家庭(個人)
対象機器・物件	被災リース物件と同一分類の物件 ※対象機器の制限はなし	環境省が定めた基準を満たす再エネ・省エネ機器
新品・中古品 (リースバック)	新品・中古品ともに対象 (H23.3.14以降に購入した物件のリースバックは補助対象)	新品のみ対象 (引き渡し3ヶ月以内のリースバック物件は補助対象)
設置場所	特定被災区域	日本国内
設置時期	H23.3.14～H26.3.31の間に締結されたリース契約	H25.3.15(予定)までに借受証の発行が可能な機器
リース契約後の対象機器	補助対象外 ※ただし、H23.3.14～H23.12.12までにリース契約した機器は補助対象	補助対象外

両事業の主な要件③

		復興支援リース補助事業	エコリース促進事業
対象 リース 契約	所有権に係る事項	所有権がリース先に移転する旨の定めがない契約 ※所有権移転外リースの定義は税法の基準を適用。ただし、譲渡条件付、購入選択権付の契約は税法基準に関わらず対象外	
	金額 (対象機器部分)	1百万円以上2億円以下	・事業者:3百万円以上2億円以下 ・家庭(個人):65万円以上2億円以下
	リース期間	1年以上15年以下	3年以上(上限の条件はなし)
	前払いリース料	3ヶ月分までは可	
	据置期間	制限なし	使用開始日から3ヶ月以内
	協調リース	指定リース業者による協調リースは補助対象	補助対象外
	被災リース物件の要否	必要	不要

両事業が併用可能な例(併用可能な要件チェックリスト)

分類	項目	チェック
被災リース契約	東日本大震災時点でリースの残高がある。	<input type="checkbox"/>
対象リース先	中小企業基本法における中小企業・個人事業主である。	<input type="checkbox"/>
対象機器・物件	特定被災区域内に設置する機器・物件である。	<input type="checkbox"/>
	被災により滅失したリース物件と同一の分類に属する機器・物件である。	<input type="checkbox"/>
	環境省が定めた基準を満たす再エネ・省エネ機器・物件である。	<input type="checkbox"/>
	新品である。	<input type="checkbox"/>
	リース契約前の機器・物件である。	<input type="checkbox"/>
対象リース契約	所有権移転外リース契約である(税法の基準を満たす)。	<input type="checkbox"/>
	途中解約又は解除が原則できない契約である。	<input type="checkbox"/>
	リース契約の金額が3百万円以上2億円以下である。	<input type="checkbox"/>
	リース期間が3年以上15年以下である。	<input type="checkbox"/>
	1年間に4回以上の均等分割返済である。	<input type="checkbox"/>
	前払いリース料は3ヶ月分までである。	<input type="checkbox"/>
	据置期間は3ヶ月以内である。	<input type="checkbox"/>
	リースバックの場合、使用開始日から3ヶ月以内である。	<input type="checkbox"/>
協調リースではない。	<input type="checkbox"/>	

(2) 両事業を併用する際の 事務手続き上の注意点について

補助金申請時の提出書類について①

各事業毎に提出書類と提出先が異なりますので、お間違いのないようご注意願います。

	提出書類	復興支援 リース補助事業	エコリース 促進事業
申込申請時	補助事業申込書/補助金申込書	○	○
交付申請時	補助事業交付申請書/補助金交付申請書	○	○
	リース契約書(写)・特約又は覚書等(写)	○	○
	対象機器の見積書(又は注文書・売買契約書)(写)	○	○
	補助対象外費用の金額根拠(同費用ありの場合)(写)	△	△
	被災リース物件のリース契約書(又は残高証明書)(写)	○	—
	被災リース物件の罹災証明書(写)(又は様式3-2による証明書)	○	—
	旧債務の返済条件の措置を明記した覚書等(写)	○	—
	エコリース促進事業利用申込書(写)	—	○
	導入機器の基準適合チェックシート(写)	—	○
	導入機器の基準適合確認資料(写)	—	○
	リースバックに係る各種根拠資料(リースバック契約時)	△	△
	商業登記簿謄本(写)(東北3県に本店所在地を有する事業者でエコリース促進事業で補助率10%利用時)	—	△
	補助金交付申請書・添付書類チェックシート	—	○
	実績報告時	実績報告書	○
借受書(検収調書等)		○	○

補助金申請時の提出書類について②

両事業を併用する際には、「補助事業申込書/補助金申込書」及び「補助事業交付申請書/補助金交付申請書」の「併用のチェック欄」に必ずチェックを入れてください。

＜復興リース補助事業＞

(申込書)4. 予定しているリース契約情報の末尾
(交付申請書)3. 補助対象となるリース契約に関する情報

4. 予定しているリース契約情報

契約予定日	<input type="text"/>
契約期間	年月を選択 <input type="text"/> ~ 年月を選択 <input type="text"/>
支払回数	<input type="text"/> 半角数字のみ <input type="checkbox"/>
設置場所(自動車の場合、使用の本拠の位置、又は保管場所)	都道府県 <input type="text"/> ー <input type="text"/> エリア <input type="text"/> ー <input type="text"/> 詳細 (その他を選択した場合は必ず詳細をご入力ください。) <input type="text"/>

リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約である
 所有権がリース先に転移しないリース取引である
 リース料支払い期間中に1年間で4回以上の均等分割払いとなっている契約である。前払リース料がある場合は、3ヶ月以内である
 補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約である
 リース期間が1年以上15年以内の契約である。リース物件が自動車以外である場合は、リース期間が法定耐用年数の70%以上(10年以上は60%以上)である
 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約ではない
 日本建ての契約である
 リース物件には国による他の補助金制度との併用がない(家庭・事業者向けエコリース促進事業(環境省)を除く)
 家庭・事業者向けエコリース促進事業(環境省)と併用している
 (併用している物件:)

＜エコリース促進事業＞

申込書・交付申請書の末尾

4. 補助金申込額 (税抜き)

① 当該契約の予定総リース料	¥0
②のうち、補助対象機器の予定総リース料	¥0
③ ②のうち、補助対象部分 ※4	¥0
④ ②のうち、メンテナンス料等の補助対象外部分 ※4	¥0
⑤のうち、補助対象外機器の予定総リース料	¥0
⑥ 補助金申込額 (③×3%) ※5	¥0

チェック 補助対象機器の総リース料が、300万円以上2億円以下の契約である。

- 【補足事項】
- ※1 前払リース料について、3ヶ月分までは均等分割払いの要件を満たすものとし、支払開始日までの据置期間は、使用開始予定日から3ヶ月以内とする。
 - ※2 ここでいう所有権移転外リース取引とは、法人税法施行令第48条の2第5項第5号及び法人税基本通達7-6の2-1(1)によるものとする。ただし、譲渡条件付リース取引については、無償又は名目的対価の額での譲渡であるか否かに関わらず、また購入選択権付リース取引については割安であるか否かに関わらず、本事業では補助対象外とする。
 - ※3 リースバック物件については、使用者が対象機器を購入等により引き渡しを受けた日から3ヶ月以内にリース契約が締結された場合に限り、例外的に補助の対象とする。
 - ※4 メンテナンス費用、リース物件のレベルアップ等による解約金又はそれに準ずるものに係る金額等は補助対象外。
 - ※5 補助金額は、小数点以下切り捨てとする。
 - ※6 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約(グループ間の契約を含む)でないこと。なお、これら企業定義は連結財務諸表の対象となる企業(持分法適用会社を含む)をいう。

【参考】
 チェック 経済産業省の被災中小企業復興支援リース補助事業補助金と併用する場合は、左記のチェックボックスをチェック

	受付	内容確認	データ入力	受理通知	原本収納	責任者	備考
協議会使用欄	印	印	印	印	印	印	

補助金受付期限及び補助金交付方法について

- エコリース促進事業は単年度予算事業のため、平成24年度分の事業期間は平成25年3月までとなります。
両事業を併用する際には、エコリース促進事業の平成25年3月の各種受付期限にご注意ください。
- 両事業の指定リース事業者への補助金交付の時期及び方法は同じとなっています。

		復興支援リース補助事業	エコリース促進事業(※)
補助金 受付期限	補助金申込 期間	H26.3.31	H25.3.1(予定)
	補助金交付 申請期限	—	H25.3.8(予定)
	補助金実績 報告期限	—	H25.3.19(予定)
補助金 交付方法	交付時期	7月、10月、1月、3月末日の 年4回	7月、10月、1月、3月末日の 年4回(予定)
	交付方法	指定口座に一括振込	

※エコリース促進事業は、平成24年度予算の成立が前提であるため、上記日程については変更があり得る。
なお、平成23年度のエコリース促進事業については、既に平成23年3月2日をもって補助金申込の受付は終了。

両事業の報告事由について

両事業では、補助金交付後に交付決定を受けたリース契約に以下の事由が発生した場合には、各補助事業者に対して速やかに報告を行うこととなっております。

	復興支援リース補助事業	エコリース促進事業
報告事由	交付規程第3条第2項及び第3項の要件(補助対象となるリース契約及びリース先の要件)を満たさなくなった場合 ※合意による解約、期限の利益の喪失の場合を含む	交付規程第3条第1項第3号の要件(補助対象となるリース契約の要件)を満たさなくなった場合 ※合意による解約、期限の利益の喪失の場合を含む ※東北3県の補助率10%利用の場合において、その要件を満たさなくなった場合を含む
提出書類	補助金交付決定内容変更申請書(様式第7-1)	リース契約変更届(様式第17)

＜報告先別の報告事由の例＞

両事業共通の報告事由	①リース契約をリース先との合意により解約した場合 ②リース契約の期限の利益を喪失した場合 ③リース料支払い期間中において、1年間に4回以上の均等支払いでなくなった場合 ④リース物件の設置場所が海外に変更となった場合 ⑤エコリース促進事業で東北3県の補助率10%利用の場合、リース物件の設置場所が特定被災地域外に変更となった場合 等
復興支援リース補助事業のみの報告事由	①リース物件の設置場所が、特定被災地域外に変更となった場合(原子力発電事故に係る警戒区域・計画的非難区域・緊急時避難準備区域・特定勧奨地点に事務所を有し、移転を余儀なくされた場合を除く) ②リース先に変更事由があった場合 等
エコリース促進事業のみの報告事由	①リース機器の改造等により環境省の定める低炭素機器の基準を満たさなくなった場合 ②エコリース促進事業で東北3県の補助率10%の利用の場合、リース物件の設置場所が東北3県から東北3県以外の特定被災地域に変更となった場合 ③本店所在地を東北3県とした要件のみで、エコリース促進事業の東北3県の補助率10%を利用している場合において、本店所在地が東北3県以外に移転した場合 等

※報告事由について不明な点がある際には、事前に各補助事業者まで問い合わせること。

指定リース事業者へのお願い事項

両事業の補助金申請に係る事務手続きを円滑に行えるよう、補助金の審査において必要な情報について、日本商工会議所とESCO推進協議会との間での情報を共有させて頂くことについて、同意書の提出をお願いします。

なお、日本商工会議所及びESCO推進協議会では、指定リース事業者への補助金交付決定、補助金交付時期等について、極力同時期に手続きを進められるよう努めていきますので、追加資料の提出依頼等があった際には、速やかにご対応いただけますようお願い致します。

【共有させていただく情報の範囲】

①補助金申請時の提出書類に係る情報

日本商工会議所とESCO推進協議会の各々の審査において必要な情報。

②補助金手続きの進捗に係る情報

両事業の補助金手続きの進捗状況に関する情報。

■復興支援リース補助事業及びエコリース促進事業の制度要件一覧表

日本商工会議所／経済産業省
一般社団法人ESCO推進協議会／環境省

		被災中小企業復興支援リース補助事業 (リース物件が自動車以外の場合)	家庭・事業者向けエコリース促進事業
所管省庁		経済産業省	環境省
補助事業者・指定法人		日本商工会議所	一般社団法人ESCO推進協議会
予算額		100.5億円	18億円(平成24年度予算案)
実施期間		H26.3.31(受付期間)	H25.3.31(単年度予算事業)
対象地域		特定被災区域(東日本財特法第2条にて規定)	全国
補助率		一律10%	東北三県(岩手県・宮城県・福島県)以外:3% 東北三県:10% 【補助率10%適用の要件】 以下のいずれかの要件を満たすこと ・本店所在地が東北三県にあること(個人は住民票の登録住所) ・東北三県に補助対象機器を設置すること
対象リース先	対象先	・中小企業基本法における中小企業 製造業その他:資本金3億円以下又は従業員数300人以下 卸売業:資本金1億円以下又は従業員100人以下 小売業:資本金5千万円以下又は従業員50人以下 サービス業:資本金5千万円以下又は従業員数100人以下 ・中小企業者が含まれる組合	・中堅・中小企業 (資本金10億円未満の会社法上の会社及び常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人等) ・個人事業主 ・家庭(個人) ※協同組合、管理組合、学校法人は対象外
	レンタル業者	不特定多数を相手にレンタルすることを業とする事業者のみ補助対象のリース先とする	
対象業種		風営法第2条に規定する業種は対象外	風営法に規定する業種は対象外
対象機器	基準	被災により滅失したリース物件と同一の分類(法定耐用年数における「構造又は用途」)に属する物件	環境省が定めた基準を満たす低炭素機器(再エネ・省エネ機器) ※エコリース促進事業の対象機器は、経済産業省の低炭素設備リース信用保険制度の対象機器の部分集合となっている
	対象機器	制限なし	上記基準を満たす機器 ※家庭(個人)は対象機器を限定 ※家庭向け高効率給湯器等の低価格品は対象外
	設置時期	H23.3.14~H26.3.31に契約されたもの	H25.3.15(予定)までに借受証の発行が可能な機器
	リース契約後の対象機器	補助対象外 ※リース会社は、補助金申込受理通知書を受理後にリース契約を締結する必要がある ※ただし、既にH23.3.14~H23.12.12までにリース契約した対象機器については、補助対象とする	補助対象外 ※リース会社は、補助金申込書の提出及び補助金申込受理通知書を受理後にリース契約を締結する必要がある
	対象機器の確認	被災リース物件の種類が明記されたリース契約書又は債務残高証明書が補助金交付申請時に提出する必要がある。それにより、被災により滅失したリース物件と補助の対象となるリース物件が同一の分類(法定耐用年数における「構造又は用途」)に属する物件かを確認する	・実際に導入される製品の仕様が、対象機器の基準を満たしていることを確認できる資料を、補助金交付申請時に提出する必要がある ・リース会社は、対象機器の基準適合確認を自らの責任で行う必要がある
対象リース契約	フルペイアウト・ノンキャンセル	途中解約又は解除が原則できない契約	
	所有権に係る事項	所有権がリース先に移転する旨の定めがない契約	所有権移転外リース契約
		※税法の基準を適用 ※但し、譲渡条件付、購入選択権付は税法基準に関わらず対象外	
	リース料の構成	補助対象機器の取得価額、利子、固定資産税等、損害保険料、手数料額の合計 ※メンテナンス費用、解約金等は対象外	
	リース料における付帯費用	据付費用も補助対象 ※対象機器の取得価額が上限	
	金額要件	1百万以上2億円以下 ※上記金額は補助対象機器部分の金額	・事業者:3百万円以上2億円以下 ・家庭(個人):65万円以上2億円以下 ※上記金額は補助対象機器部分の金額
		※3億円の契約のうち2億円を対象とした補助は行わない	
リース期間	1年以上15年以下	3年以上(上限の条件はなし)	
	法定耐用年数の70%以上(10年以上は60%以上)		
支払方法・期間	1年間に4回以上の均等分割返済		
	支払期間は1年以上15年以下	支払期間は3年以上	
	前払いリース料:		3ヶ月分までは可
	据置期間:制限はなし	据置期間:使用開始日から3ヶ月以内	

■復興支援リース補助事業及びエコリース促進事業の制度要件一覧表

日本商工会議所／経済産業省
一般社団法人ESCO推進協議会／環境省

		被災中小企業復興支援リース補助事業 (リース物件が自動車以外の場合)	家庭・事業者向けエコリース促進事業	
対象リース契約	特約	補助金交付予定額の全額がリース先に還元される旨の特約をリース契約時に締結する必要がある		
	設置場所	特定被災区域(東日本財特法第2条にて規定)	日本国内	
	新品・中古品	新品、中古品両方とも可		新品のみ
		<リースバック物件の取扱いについて> ・H23.3.14以降に購入した物件のリースバックは補助対象		<リースバック物件の取扱いについて> ・引き渡し3ヶ月以内のリースバック物件は補助対象
	他の補助金との関係	国による機器購入に係る他の補助金との併用は不可 ただし、「被災中小企業復興支援リース補助事業」と「家庭・事業者向けエコリース促進事業」に限っては併用が可能		
	複数機器が含まれる契約	補助対象 ※補助対象機器物件部分のみ補助対象 ※補助対象と対象外部分の内訳の明示が必要		
	再リース料・再リース期間	補助対象外		
	リース先毎の上限	上限設定はなし		
	関係者間リース	親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間のリースは補助対象外 ※定義は連結財務諸表の対象 ※但し、メーカーと指定リース事業者が親子会社の関係の場合は補助対象		
	関係会社間賃貸借(無償・有償を問わず)	以下の3つの要件全てを満たしている場合は補助対象 ①最終使用者がリース先と出資又は人的関係があること ②リース先と最終使用者の両者が補助対象となるリース先の要件を満たしていること ③指定リース事業者が設置場所を把握していること(被災地内に限定)	以下の3つの要件全てを満たしている場合は補助対象 ①最終使用者がリース先と出資又は人的関係があること ②リース先と最終使用者の両者が補助対象となるリース先の要件を満たしていること ③指定リース事業者が設置場所を把握していること(日本国内に限定)	
	協調リース	指定リース事業者による協調リースは補助対象	補助対象外	
	転リース	補助対象外		
	残価設定型リース	本来対象外だが、リース契約のその他要件を全て満たす場合に限り補助対象		
通貨	円建ての契約			
リース債権の譲渡・信託	不可			
割賦契約	補助対象外			
その他	被災リース物件に係るリース債務の返済条件について、以下のいずれかの措置を講じること ①旧債務の返済額について、リース先の状況に応じて、未払いリース料の一部を減免すること ②旧債務の弁済について、本来一括弁済を求めるところ、分割返済を認めること ③旧債務の支払い時期について、東日本大震災発生以降、一定以上の支払猶予期間を認めること ※ただし、リース先から自主的に条件変更の必要がないとの申し出があった場合は、上記の措置を講じる必要はなし			
補助金受付期間	補助金申込み	H26.3.31	H25.3.1(予定)	
	補助金交付申	—	H25.3.8(予定)	
	補助金実績報	—	H25.3.19(予定)	
補助金交付方法	交付日程	7月、10月、1月、3月末日の年4回	7月、10月、1月、3月末日の年4回(予定)	
	交付方法	指定口座に一括振込		